洪水時の避難確保計画

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 【施設名： |  | 】 |

|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
|  |  | 年 |  | 月 |  | 日 作成 |

**１　計画の目的**

この計画は、水防法第１５条の３第１項に基づくものであり、本施設の利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図ることを目的とする。

**２　計画の報告**

計画を作成及び必要に応じて見直し・修正をしたときは、水防法第１５条の３第２項に基づき、遅滞なく、当該計画を市町村長へ報告する。

**３　計画の適用範囲**

この計画は、本施設に勤務又は利用する下表の全ての者に適用するものとする。

　【施設の状況】

|  |
| --- |
| 人　　　　　数 |
| 平日 | 休日 |
| 利用者 | 施設職員 | 利用者 | 施設職員 |
| 昼間 | 昼間 |  |  |
|  | 名 |  | 名 |
| 夜間 | 夜間 |  | 名 |  | 名 |
|  | 名 |  | 名 |
| 〈備考〉 |

４．避難情報と求められる避難行動

| 種別 | 求められる行動 |
| --- | --- |
| 【警戒レベル１】早期注意情報（気象庁が発表） | ■発令される状況：今後の気象状況悪化のおそれ■居住者等がとるべき行動：災害への心構えを高める・防災気象情報等の最新情報に注意する等、災害への心構えを高める。 |
| 【警戒レベル２】大雨・洪水注意報（気象庁が発表） | ■発令される状況：気象状況悪化■居住者等がとるべき行動：自らの避難行動を確認・ハザードマップ等により自宅・施設等の災害リスク、指定緊急避難場所や避難経路、避難のタイミング等を再確認するとともに、避難情報の把握手段を再確認・注意するなど、避難に備え自らの避難行動を確認。 |
| 【警戒レベル３】高齢者等避難（市長が発令） | ■発令される状況：災害のおそれあり■居住者等がとるべき行動：危険な場所から高齢者等は避難・高齢者等※1は危険な場所から避難（立退き避難又は屋内安全確保※2）する。・高齢者等以外の人も必要に応じ、出勤等の外出を控えるなど普段の行動を見合わせ始めたり、避難の準備をしたり、自主的に避難するタイミングである。例えば、地域の状況に応じ、早めの避難が望ましい場所の居住者等は、このタイミングで自主的に避難することが望ましい。 |
| 【警戒レベル４】避難指示（市長が発令） | ■発令される状況：災害のおそれ高い■居住者等がとるべき行動：危険な場所から全員避難・危険な場所から全員避難（立退き避難又は屋内安全確保）する。 |
| 【警戒レベル５】緊急安全確保（市長が発令） | ■発令される状況：災害発生又は切迫（必ず発令される情報ではない）■居住者等がとるべき行動：命の危険　直ちに安全確保！・指定緊急避難場所等への立退き避難することがかえって危険である場合、緊急安全確保する。　ただし、災害発生・切迫の状況で、本行動を安全にとることができるとは限らず、また本行動をとったとしても身の安全を確保できるとは限らない。 |

※１　避難を完了させるのに時間を要する在宅又は施設利用者の高齢者及び障害のある人等、及びその人の避難を支援する者

※２　屋内安全確保：周囲の状況を確認し、すでに避難経路が浸水しているなど、屋外への避難行動がかえって危険な場合に、建物の２階以上や斜面とは反対側の部屋など、屋内のより安全な場所に移動すること

５．防災体制（洪水）

（１）対象となる河川について

本施設において浸水が想定される対象となる河川及び水位観測所における各基準水位は以下のとおり。

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| **対象となる****河川** | **想定される****浸水深(m)** | **河川名** | **河川管理者** | **水位****観測所等** | **水防団待機****水位(m)** | **氾濫注意****水位(m)** | **避難判断****水位(m)** | **氾濫危険****水位(m)** |
|
| **□** |  | 大和川 | 国土交通省 | 柏原観測所 | 1.50 | 3.20 | 4.50 | 5.10 |
| **□** |  | 石川 | 大阪府 | 玉手橋 | 2.70 | 3.90 | 4.60 | 4.80 |
| **□** |  | 飛鳥川 | 大阪府 | 逢坂橋 | 0.70 | 1.00 | 1.20 | 1.40 |
| **□** |  | 梅川 | 大阪府 | 梅川橋 | 1.80 | 2.00 | 2.20 | 2.40 |
| **□** |  | 大乗川 | 大阪府 | 石川浄水場前監視カメラ | － | － | － | － |
| **□** |  | 東除川 | 大阪府 | 大堀上小橋 | 1.80 | 2.90 | 3.20 | 3.90 |

｢対象となる河川｣の各基準水位において、羽曳野市からの避難情報が発令される判断基準は以下のとおり。

堤防

**氾濫危険水位**

**避難判断水位**

**氾濫注意水位**

**堤防天端**

　　！**堤防天端高に迫るなど氾濫の危険性がさらに高まる**

**避　難　指　示**

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 **高 齢 者 等 避 難**

　　　　　　　　　　　　　　　　羽曳野市より避難情報発令

（２）防災体制等について

防災情報等に応じた防災体制確立の判断時期、活動内容及び対応要員は以下のとおりとする。

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 体制 | 体制確立の判断時期（いずれかに該当する場合） | 活動内容 | 対応部署又は要員 |
| **注意体制** | ■羽曳野市に洪水注意報発表□羽曳野市に大雨注意報発表□対象河川に氾濫注意報発表□台風接近が予想される場合□ | ■気象情報の収集□対象河川の水位情報の収集□ |  |
| **警戒体制** | ■高齢者等避難の発令□羽曳野市に洪水警報発表□対象河川に氾濫警戒情報発表　□大雨警報（土砂災害）発表□大雨警報（浸水害）発表□ | ■気象情報等の収集 |  |
| ■避難情報の収集 |  |
| □対象河川の水位情報の収集 |  |
| □家族等関係者への連絡 |  |
| □使用する資機材の準備 |  |
| □周辺住民への事前協力依頼 |  |
| ■要配慮者の避難誘導 |  |
| **非常体制** | ■避難指示の発令□対象河川に氾濫危険情報発表□ | ■気象情報等の収集 |  |
| ■対象河川の水位情報の収集 |  |
| ■避難情報の収集 |  |
| ■施設内全体の避難誘導 | 避難誘導班 |
| □ |  |

※上記のほか、施設の管理権限者（又は自衛水防組織の統括管理者）の指揮命令に従うものとする。

**６　情報収集・伝達**

（１）情報収集

収集する主な情報及び収集方法は、以下のとおりとする。

|  |  |
| --- | --- |
| 収集する情報 | 収集方法 |
| 【気象情報】大雨注意情報洪水注意報大雨警報（浸水害）洪水警報特別警報〈情報発信元：大阪管区気象台〉 | □テレビ□ラジオ□インターネット　・おおさか防災ネット　・気象庁HP |
| 【洪水予報・河川水位】氾濫注意情報氾濫警戒情報氾濫危険情報〈情報発信元：各河川の河川管理者〉 | □テレビ□ラジオ□インターネット　・大阪府河川室HP水位情報（府管理河川）　・国土交通省HP川の防災情報（大和川）□ |
| 【避難情報】高齢者等避難避難指示緊急安全確保〈情報発信元：羽曳野市〉 | □テレビ□ラジオ□インターネット　・羽曳野市HP■防災行政無線■羽曳野市からの連絡（電話、ﾌｧｯｸｽ、ﾒｰﾙ）■緊急速報メール■フェイスブック□ |

（２）情報伝達

「施設内緊急連絡網」に基づき、また館内放送や掲示板を用いて、気象情報、洪水予報等の情報体制の確立状況、を施設内関係者間で共有する。

**７　避難誘導**

避難誘導については、次のとおり行う。

（１）避難場所への避難

　施設が直接被害を受ける恐れや施設内での避難では危険が予測される場合の避難場所、移動距離及び異動手段は次のとおりとする。

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
|  | 避難場所の名称 | 移動距離 | 移動手段 |
| **避難場所** |  | （ |  | ）m | □徒歩 |
| □車両（ |  | ）台 |

（２）避難経路

避難場所までの避難経路については、「別紙１　避難経路図」のとおりとする。

（３）屋内安全確保

すでに悪天候になっている場合や夜間など、避難場所への避難がかえって危険と判断される場合は、屋内で安全確保を図るものとし、その場所及び移動手段は次のとおりとする。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  | 安全確保を図る場所 | 移動手段 |
| **屋内安全確保** | 施設の（　　）階 | □徒歩□車イス□エレベーター□ |

**８　避難の確保を図るための施設の整備**

情報収集・伝達及び避難誘導の際に使用する資器材等については、下表のとおりとする。これらの資器材等については、日頃からその維持管理に努めるものとする。

|  |
| --- |
| **備　蓄　品** |
| **情報収集****・伝達** | □テレビ□ラジオ□タブレット端末機□ファックス□携帯電話□懐中電灯□電池 □携帯電話用バッテリー |
| **避難誘導** | □名簿（従業員、施設利用者）□案内旗□携帯電話□懐中電灯□拡声器□電池式照明器具□電池　□携帯電話用バッテリー□ライフジャケット |
| 備蓄物資 | □飲料水　　　　□食料□寝具　□防寒具□おむつ□おしりふき□哺乳瓶□粉ミルク□常備薬 |
| **そのほか** | □ウェットティッシュ　□ゴミ袋　□タオル□（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　） |

|  |
| --- |
| **浸水を防ぐための対策** |
| □土嚢□止水板□そのほか（　　　　　　　　　　　　　） |

９．防災教育及び訓練の実施

　施設職員等への防災教育及び訓練を以下のとおり実施する。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| **訓練の種別** | **訓練内容** | **実施時期** |
| **防災教育** | 本施設で想定される災害や防災に関する知識等を学び、日頃から防災への意識の向上を図る。 |  |
| **情報収集・伝達訓練** | 防災情報の収集・伝達訓練を行い、防災情報の共有及び避難の指示等の円滑な情報伝達の向上を図るための訓練を実施する。 |  |
| **避難訓練** | 災害の危険性が高まった場合を想定し、可能な限り利用者の参加も得て円滑な避難行動の向上を図るための訓練を実施する。 |  |

**１０．　自衛水防組織の業務に関する事項**

（１）別添「自衛水防組織活動要領（案）」に基づき自衛水防組織を設置する。

（２）自衛水防組織においては、以下のとおり訓練を実施するものとする。

①　毎年○月に新たに自衛水防組織の構成員となった従業員を対象として研修を実施する。

②　毎年○月に行う全従業員を対象とした訓練に先立って、自衛水防組織の全構成員を対象として情報収集・伝達及び避難誘導に関する訓練を実施する。

（３）自衛水防組織の報告

自衛水防組織を組織または変更をしたときは、水防法第１５条の３第２項に基づき、遅滞なく、当該計画を市町村長へ報告する。

**別紙１**

**【施設周辺の避難経路図】**

洪水時の避難場所は、以下の場所とし、施設と避難所までの避難経路を地図上に示す。

別紙２

【施設内の避難経路及び安全確保の場所】

避難場所への避難がかえって危険と判断される場合に、屋内で安全確保を図る場合の場所及び避難経路は次のとおりとする。